

（議長 寺島渉）

それでは休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

いづな大学の皆さんには、32 名の皆さんに傍聴においでいただき、本当にありがとうございます。それでは一般質問を続けます。

発言順位 2 番、議席番号 11 番、原田重美議員を指名いたします。原田重美議員。

（11 番 原田重美）

それでは、質問事項に沿って質問させていただきますが、私も長いこと議員やっておりますけれども、こんなに大勢の傍聴人の前で質問させていただくのは初めてであります。ちょっと上がっております。

また、町長には議会モニターの皆さんの評判が高くてですね、なかなか姿勢、答弁がよく見える。議員はそれに比べて何やっているんだとこういう話もありまして、そんなようなこともありますので、今日は明快な答弁をいただくために、できるだけ一生懸命質問させていただきますが、よろしくお願いいたします。

それでは、私の質問は遊休農地対策とそれに関わる生産体制をどう確保していくかということでございます。飯綱町は農業を産業の中核と据えて、地方創生の施策においては日本一のりんごの町、世界に誇る産業の町を目指しております。この実現へみんなで足並みを揃えていきたいという思いを持っております。

しかしながら、高齢化の加速、遊休農地の増加、こういうことに歯止めが掛かりません。農地の流動化や規模拡大はなかなか進まないわけでありまして。また、高齢化対策としての町の助っ人組合組織とかに関わる援農体制にも配慮してもらっているわけですが、なかなか機能しにくい。残念ながら、数年後の産地の維持、振興は危機的状況といっても過言ではない。目指す姿がなかなか見えにくいというのが実情であります。

町の状況について少し述べましたが、この状況は全国的に深刻な問題であります。そういう中で国は崩壊危機にある人、農地対策として、農地中間管理機構、いわゆる農地バンクと言われているものですが、このシステムを打ち出しております。私も実は百姓かじっておりますけれども、このシステムについては理解をあまり今までしていなくて、質問を通じて勉強させてもらおうというような気持ちでここに立っておりますが、この制度は概略的にいうと都道府県の第三セクター組織が農地の貸し借りを仲介し、国が農地の貸し手、借り手に対して財政支援を行って生産を維持、振興すると、こういうシステムと狙いであります。

まず 1 点目、そこでお伺いしたいわけですが、町もこの機構への取り組みは 24 年ぐらいからでしょうか始めています。今後、管理機構の活用を問題解決の核として、さらに積極的に進めて、この事業の狙いを生かすべきであろうと、こういうふうに思います。

先ほど同僚議員からの質問に対しても、なかなかこの人・農地プランというようなものに対しては、理解しにくいとか、ちょっと問題もありはしないかと、こんな町長の答弁もございましたけれども、ここではまず、この事業について町はどのような取り組みをし、実態はどういうかたちになってきているか。また、今後の基本的方針を町長はどんなふうに考えるか。町長と必要によって事務局からの答弁もいただきたいと思います。いかがでしょうか。

（議長 寺島渉）

峯村町長。

（町長 峯村勝盛）

お答えを申し上げます。先ほど石川議員にもお答えを申し上げましたけれども、飯綱町はこれから農業の町で生きていくという意味では、いわゆる農地の維持管理が大きな課題になっていることは、ご指摘のとおりでございます。

良い意味で平出のもも団地、丹霞郷を思い浮かべていただければ、約 9.5 ヘクタールぐらいの一団地になっておりますけれども、最初のスタートはみんな山を開墾したところの地主さんが直接自分でももを植えて栽培をしてきた歴史を持っております。現在、地主さんはもう栽培をやめて、よその人に作っていただくというスタイルの方が多くなってしまいました。それだけ、それぞれの農家に後継者がいなくなってきたところでございます。

そういう時代にどうするかということですが、今、議員ご指摘の農地中間管理機構、これは県の農業

開発公社が担当している事務でございますけれども、これは今までもこういう農業開発公社がございまして、飯綱町の中でもどこかの土地を農業開発公社が買収して、それを造成して、農業をやりたいという人に売り渡すという事業をこの農業開発公社がやっていたわけです。今回、新しく 2 年ほど前から積極的に取り組みましたのは、それでは農地の流動化が進まない。この農地中間管理機構、ここを使ってもらえば、貸し手にも借り手にも極めて手厚い支援があるという制度にして、何とか農地の流動化を促進しようとしている事業でございます。

当然のことながら飯綱町としては、当事業を積極的に導入する中で、今後の農地の維持管理を進めていきたいと思っておりますし、これからの町としての大きな課題の一つだと思っております。現在までの実績等々は、担当課長の方から申し上げます。

(議長 寺島渉)  
土屋産業観光課長。

(産業観光課長 土屋龍彦)

それでは、農地中間管理事業の集積状況の実績についてお答えさせていただきます。まず、平成 27 年度でございますが、1 件で 1 万 3,712 平米でございます。28 年度の集積状況でございますが、20 件で 5 万 5,050 平米でございます。現時点のトータルでございますが、39 件、90 筆、11 万 7,593 平米でございます。以上でございます。

(議長 寺島渉)  
原田議員。

(11 番 原田重美)

現状をもう少し知りたいわけですが、これ全体的に広がっているというふうには思えないけれども、28 年度の行政報告だと今報告ありましたけれど、20 件、5.5 ヘクタールだと。これがもう少し広がっている、39 件ですか。こういうことですが、いわゆる町の人・農地プランと言いますか、こういう中での取り組みというのは、6 地区ぐらいあるのですか。

どこでどんな人たちが、人・農地プランというものがどんなものか私もよく知らないけれども、そういうものに基づいて、どんなことをおやりになっているのか。その辺のところをもう少し詳しく説明してください。

(議長 寺島渉)  
土屋産業観光課長。

(産業観光課長 土屋龍彦)

それでは、農地中間管理機構と人・農地プランの関係等々について説明させていただきます。

まず、農地中間管理機構と人・農地プランでございますが、非常に近い関係にあるものでございます。人・農地プランにつきましては先ほど議員もおっしゃったとおり、町内では 6 地区で人・農地プランを策定しております。基本的には農業の担い手の方とか地域の住民の方とか、そういった方でお集まりいただいて話し合っていたいただいた成果を人・農地プランということでまとめているところでございます。

続いて、この農地中間管理機構と人・農地プランを使うとどのようなメリットがあるのかいうことを簡単に説明させていただきます。先ほど町長からもお話がございましたが、農地中間管理機構で貸し付けた農地などに対しては、まず農地の貸し手に対する支援として、集積協力金という補助金が農地の貸し手に出ます。また、農地の貸し手に対しては、課税の軽減措置等々がございます。

借り手は、基本的には認定農業者などの地域の中心となる農業者でございますが、こういった人・農地プランに位置付けられた認定農業者については、例えば日本政策金融公庫が貸し付けるスーパーL 資金などは、貸付け当初 5 年間は実質無利子になるなどの非常にメリットがございます。また、人・農地プランに位置付けられた新規就農者につきましては、最大年 150 万円の農業次世代人材投資資金を受けることができます。その他、こういった人・農地プランが策定されている地域につきましては、様々な補助事業のメリットがございますので、町とすれば、この農地中間管理機構、人・農地プランを積極的に活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

(議長 寺島渉)  
原田議員。

(11 番 原田重美)

24 年で 6 地域というような数字を確か県からもらったけれども、その後、空白になっていっているけれども、それよりは広がってないということですか。その中間管理機構の取り組みとか、人・農地プランは、限定された地域でしかやっていないということになるのですかね。

(議長 寺島渉)  
土屋産業観光課長。

(産業観光課長 土屋龍彦)

それではお答えいたします。平成 24 年度から人・農地プランを順次策定いたしまして、現在はこの 6 地区で町内全域をカバーしています。6 地区というのが、普光寺地区、二つ目が芋川地区、三つ目が倉井地区、四つ目が赤東地区、五つ目が牟礼東地区、六つ目が牟礼西地区ということで、この 6 地区で町内全域をカバーしている状況になっております。以上でございます。

(議長 寺島渉)  
原田議員。

(11 番 原田重美)

一応、全町的にカバーしているというかたちということだけれども、その実態はどうなのかというのを、私ちょっと疑問に思ったことがあります。

というのは、先月 8 月 4 日に農業者と農業委員会との懇談会に私も出席させてもらって、それで初めてこのことを具体的に、私も農地バンクとか言葉としては聞いていたけれど、中身的に知らなかったことが、どういうものであるかということ若干知ったというようなことですが、そこで 6 地域に広がっているとは言うけれども、あの時に認定農業者からも出ていたわけですが、事業プランや参加の方法がわからないと。そういう理解があまり進んでないということを感じました。それでまた、取り組みが何となく一部地域に実際は留まっているという中では、これからやっていくと、一生懸命に力を入れていくというふうに町長も担当部局も言ってもらっているのが有り難いわけですが、地域、生産者、関係機関のいわゆる意識、危機意識などそういうものが共有できているのか。そして、徹底的な話し合いが各地で広がっているのか。こういうことに対して、もう少し説明と納得の事業推進をしないと、今後、大きな将来的な課題になっていくこの問題については、恐らく進んでいかないと。スタート地点に戻って取り組みを進めていくべきだと私は考えますが、その点いかがでしょうか。

(議長 寺島渉)  
土屋産業観光課長。

(産業観光課長 土屋龍彦)

それではお答えいたします。今、議員のおっしゃるとおり、人・農地プランの現在の地域ごとの話し合いというのは、確かに担当としても課題はあると感じております。それで、先ほど町長からも話があったんですが、人・農地プランを策定する際の地域の話し合いの中で最も大切なことというのは、地域内の農地の貸したい情報、借りたい情報を持ち寄った上で、地域住民と担い手の農業者が話し合うことだと考えています。これまではそういった話し合いが、農地の貸し借りの情報の見える化ができていなかったことが、今までの取り組みで大きな課題だったのではないかなと考えています。人・農地プランの策定の基本となる身近な地域の範囲というのは、農家の担い手の状況とか、耕作の状況とか、後継者の状況など、そういった情報が分かりますので、やり方によっては地域内で農地の集積が進めやすいと考えています。

町は、先ほど町長からも話がありましたが、今度、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員がごいますし、あと J A などと協力をしながら、農地情報をまず収集して、徹底して地域で話し合いを

行った上で人・農地プランの見直しを進めていきたいと考えております。

人・農地プランでございますが、毎年毎年、見直しをしていくものでございますから、できるだけ早く、基本に立ち返って人・農地プランを積極的に進めて、地域で農地を守って、地域で次世代の農業者を育てるようなものにしていきたいと考えております。以上でございます。

(議長 寺島渉)  
原田議員。

(11 番 原田重美)

是非、そういう地域の人づくりと関係する、これは農業がそういうかたちになっていくと地域全体が活性化に繋がっていくと、こういう問題になっていくと思っておりますので、是非力を入れていただきたいと思っております。

それで今、農業委員会等とも協力してということでございます。1 点、丸山会長に少しお聞きしますが、現在いろいろ農地調査をやられたり、実態調査やられたり、今後への中間管理機構と一緒にかんでいくとこういう姿勢だと思っておりますけれども、これで来年から農業委員会の体制が代わって、農業委員が 16 人、それから農地の適正化推進委員、利用適正化推進委員これが 8 人ですか、こういう体制になってく。こういう意味で適正化推進委員の皆さんの働きというものも非常に重要になってくる。こんなことで現状の問題点と皆さん 12 月で任期が切れるわけですが、その後の新しい体制に向けての思い、そんなものも含めて農業委員会長の決意と言いますか、問題点の指摘と言いますか、そんな辺を聞かせてください。

(議長 寺島渉)  
丸山農業委員会長。

(農業委員会長 丸山成志)

議員さんのご質問のお答えになるかどうかですが、人・農地プランについては、正に人とそれから農地、これの将来のいわゆる設計図と。5 年若しくは 10 年先を見据えた中での議論をしていくということで、先ほどからお話でございますように平成 24 年に立ち上がって随時 6 ヶ所できたといった状況です。

具体的な状況の中では、設計図というものについて年度ごとに見直しをしておりますが、現況の中では、際立った動きはないのが現状です。そうはいつでも将来的なものをしっかり語り合うという機会が多く持たなければいけない。そういった意味では、幸いにして中山間地支払事業を組んでいる地域や、あるいは多面的な機能性を持った活動をしているところだとか、こういった中では少なからずの年に 3 回、4 回、定期的には寄り合える機会があって、ここでそういった議論がなされてきていると思っております。従って、急いでもなかなかできる部分でございますが、細かい部分でそういったお話し合いをしっかりとくって設計図を作ると、こんなことが必要だと思います。

そこでご質問の今回新たに推進委員さんができるわけでございますが、今までは 20 人で農地の点検等をしてきたわけですが、なかなか 2 万筆からのものを、細かく精査するという部分がなかった。なかったというよりもできない部分が多かったわけですが、ここで一つ推進委員さんというかたちを作る中で、もうちょっときめ細かに農地を見つめられる形態が必要ではないかということで、今回減員となりますが農業委員 16 で推進委員 8 と僅かではございますが、人的には増えるといった状況でございます。

話がそれで申し訳ありませんが、私ども飯綱町はやはり果樹地帯。水稲もそうでございますが、果樹地帯ということで、これから懸念されるのは果樹農地、これの維持管理をどうするかということで、非常に気掛かりだったもので、実は青森県の弘前へその辺の実情を視察してまいりました。青森の弘前の委員会につきましては、推進委員さんはもっといます。大勢います。私どもの町では会計的体力なども問題になりますので、そんなに多くは置けないということと判断して、8 名というかたちにしましたが、青森では相当量の委員さんの中で常に農地をみているわけです。それで状況を定期的にお話ししながら、将来の設計図を作るといったかたちでおられました。そんなことを参考にしながら、飯綱町も極力そういうかたちの中で細かく農地を見つめられる。あるいはそれに対して検討、対応ができる。こんなかたちを作るために今回のこういった推進委員の定員としたところでございます。希望につきましては、当然この基盤確保のためには今後十分な努力が必要だと認識をしております。

(議長 寺島渉)  
原田議員。

(11 番 原田重美)  
もう 1 点丸山会長、新しくなる推進委員は農業委員会長の指名というなかたちになるわけですか。その辺についてもありますが、その辺についての不安とかは無いですか、新しい体制に対しての。有効に機能させていけるか。

(議長 寺島渉)  
丸山農業委員会会長。

(農業委員会会長 丸山成志)  
その辺は全く心配しておりません。与えられた皆さんについては、それなりの的確な判断をさせていただいて進めていくといったことになりますので、全くその辺の心配はしておりません。

(議長 寺島渉)  
原田議員。

(11 番 原田重美)  
町長、農業委員の方の任命についてはこれからですか。

(議長 寺島渉)  
峯村町長。

(町長 峯村勝盛)  
農業委員会の農業委員さんについては、町長が議会の同意を得て任命をするというスタイルに変わりました。今までは公職選挙法によって農業委員さんは選ばれてきたわけでございますけれど、来年の 1 月 1 日からは、そういう新しいスタイルで農業委員さんが誕生いたします。  
従って、12 月の議会に農業委員さんの関係についての人事案件を議会に提出していきたいと予定しております。今、そのためにどなたを議会の方に提案をさせていただければ良いのか、その農業委員さんの募集と言いますか、それを 9 月末まで実施をしているところでございます。これは地区の推薦、また自分で出たいという人は、自分で手を挙げて出なければいいという制度になっていますので、16 名の農業委員さんを選出しなければならないわけですが、例えば 20 名の方が手を挙げてこられれば、4 名の方については町長は推薦しないということになります。その判断をすべき委員会を立ち上げてございませぬので、その中で議論をさせていただいて、最終的なメンバーを提出していただくというような順序になっています。

(議長 寺島渉)  
原田議員。

(11 番 原田重美)  
この問題、中間管理機構の関係も農業委員会、あるいは J A とかいろいろな組織と連携していかなければならない問題であります。この中間管理機構がなかなか進まないという問題もあるようです。  
この制度が本当に農家のためになっていくのか、農地保全に繋がっていくのか、何か既にこの政策は失敗だぞと。農家はそんなに関わってこないよというような意見もあると。この制度は農地の貸し手には賃借料や協力金が払われたり、いろいろな事業の支援があるというメリットがあるわけですが、あまり農地制度を知らない人も多いという問題点もあります。他人には貸したくないといったような気持ちがあるか、それからまた借り手とすれば思惑に沿うような農地がない、集積状況がない。こういうような状況にあるのが、どうも現在のこの制度のデメリットになっているということで、いろいろこの支援策は様々なかたちで、いろいろ説明を受けてあるわけですが、中山間地直接支払事業とか、多面的利

用とかこういうことでも、別に集団営農が始まるわけではない、法人も増えるわけではない、いろいろ事業がマッチングしてっていないという問題があります。町の実態はどうですか、感じることは。

(議長 寺島渉)  
峯村町長。

(町長 峯村勝盛)

いわゆる中間管理機構の利用というものについて、もう一つ進んでいないというのは、以前は農地の移動は農業委員会に農地法第 3 条という申請をして、それで農業委員会から許可をもらって、登記ができたというようなスタイルから、今、利用権設定ということで、非常に楽に農地の貸し借りができるようになった。その上に今度の農地中間管理機構が、また違ったスタイルでの貸し借りの提案をしてきたわけですが、中身を見ますと、非常に厄介な手続が多すぎる。県に進達をし、県はそれを公告して、一定期間意見を聞くような期間を設定して、それでまた返ってきてという。

いわゆるこの土地を借りて、すぐ耕作したいと思っても、3 か月、4 か月平気で待ってもらわなければならないというような、今の時代に比べてスピード感がない運用をしているとつくづく思いますけれども、もう少し農業委員会の許可の権限の中に委譲をして欲しいと思っています。

ただ、今よりもこちら事務体制を整えて、一番の事務の受け手は J A さんですが、J A さんが農地保有合理化法人に指定されておりますもので、J A さんが一番動いてもらうわけですが、そこへ町も支援をしていくことで、事務の迅速化を図って当事業の普及を進めていきたいと思っています。

(議長 寺島渉)  
原田議員。

(11 番 原田重美)

事務局にお聞きしますが、貸し手、借り手の状況が飯綱町の場合うまく回転しているのかね。その辺どんな状況ですか。

(議長 寺島渉)  
土屋産業観光課長。

(産業観光課長 土屋龍彦)

貸し手、借り手の状況でございますが、一例で言いますと、毎月末に農地相談会を行っているわけですが、平成 28 年度の農地相談の状況を見ますと、売りたいとか貸したいという方の相談が 32 件。買いたいとか、借りたいといった相談が 13 件でございます。

やはり、今現在はどうしても農地を売りたいとか貸したいという、そういうお気持ちの方が多いというのは町でも感じているところでございます。マッチングの関係でございますが、正に農業委員会とか、農地相談の関係もできるだけ相談があったらすぐ対応できるような体制にはしております。あと、例えば新規のこれから就農するという方が、これから果樹で生活をしていきたいので、4 反歩ほどの果樹園地を貸してもらいたいとか、いろいろなそういった情報が町とか J A の方にも来ておりますので、できるだけ上手くマッチングできるような対応をしていきたいと考えておりますが、現実とすれば、やはり貸し手の方が今現在は多い状況でございます。以上でございます。

(議長 寺島渉)  
原田議員。

(11 番 原田重美)

農地相談会等も毎月行われていて今の状況が分かりましたが、私も今後のあり方としては、この中間管理機構とかそういうものと、その関連事業がいろいろあるわけですね。財政支援。こういうものを積極的に活用していくというこれが一つは大事だというふうに思います。

それから、先ほども少し話が出ていましたけれど、若手の新規就農者確保策、それと認定農業者の一連の頑張り、これを期待するところですね。この二つはもちろん大いに推進していかなければならない

ですが、もう一つはやはり、日本の農業というのは家族農業と言いますか、小規模経営農家为中心で、そのことが日本のいろいろな意味で環境づくりとかそういうものにも貢献してきたということがあるわけですが、ここまで来ると高齢化と労働力不足の小規模経営農家というのが、いろんな支援があるとはいえ、認定農業者だとか規模拡大の法人化だとか、協業化だとか、こういう中で伝統的な家族農業というのは忘れられてしまうという問題点に対しても、やはり一方で配慮してかなければいけない。こういうことも大事なことだと思います。その点について町長どうですか、どんなふうにお考えですか。

（議長 寺島渉）

峯村町長。

（町長 峯村勝盛）

私、かねがね渡邊議員の質問に同等の答弁をしていると記憶していますが、農業でしっかり飯を食べていこうと思う人たちが、お遊びのような農業をやっていたのでは話にならない。これはそういう人たちを専門にやはりいろいろなバックアップしていく制度というのは、しっかりやっていかなければならないわけですが、反面、何にもすることがなくて、それでも家の前に野菜畑があったり、りんごの葉摘みぐらいいは私でもまだまだできるというようなことで、いわゆる家族と一緒に農業に携わることによって、孫の教育にもなり、自分の健康にもなり、福祉にも繋がるという、そういう面というのがこの飯綱町の農業の特徴としてあるのではないかなと。これをやはり大事にしていくことが、あの町に生まれて良かった、あの町で住んで良かった、一生を送って良かったと思われる大きな一つの原因になるだろうという、そういう発想の下にこの今の家族農業と言いますか、家族農業もただボランティアでは面白くないので、少しそこに特例、いわゆる上乘せをしてあげるような制度というものも持って、何か少しやる気の出てるような、そんなような制度を作って、これも一緒に並行して大事にしていくべきだろうと思っています。

（議長 寺島渉）

原田議員。

（11 番 原田重美）

是非、そういう意識も持って共有、連携をしていきたいとこんなふうに思います。もう 1 点お聞きしておきたいわけですが、中間管理機構というものにはいろいろな関連する支援事業がありますよね。これらについての啓発、PR、こういうことが十分行われて利用が進んでいるのでしょうか。その辺についてはどんな実態ですか。

（議長 寺島渉）

土屋産業観光課長。

（産業観光課長 土屋龍彦）

中間管理機構関係のメリットの周知でございますが、これにつきましては、うまく使えば農業機械の購入や出し手も借り手も非常に有利なものでございますので、例えば認定農業者の会であるとか、そういったところに周知をしたり、また、先ほども話がございましたが、人・農地プランで地域で話し合いが行われますので、そういったところでこういったメリットについて説明をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（議長 寺島渉）

原田議員。

（11 番 原田重美）

是非、そういうことでこの制度についての周知、これらを最初からやり直すぐらいの気持ちでやっていってもらわないと、どこかでそんな話聞いているよ、牟礼で 2 地区が指定されているとか、そういうような話があるだけで、実際に私の地元の平出においても、中間管理機構とかそういうのはあまり話題になったことがないですね。

先ほど町長も丹霞郷を例に出して、今はオーナーが誰もいない、一人、二人いるけれども、何十人といった団地が今たった 9 人になってしまって、そのうちのほとんどが借りている人間というのが実態です。あそこを何とかしなければいけないと私もかねがね思っているところですが、なかなかみんな腰が定まらないというかそんな状態です。

私もこの質問で先ほども申し上げましたけれども、家族経営的な農業、こういうものに対して目を向けることも大きな柱の一つにして欲しいということと、機構の積極的活用、それから新規就農者確保と認定農業者等の頑張り、関係機関、こういうことを 3 点セットというような考え方でいって欲しい。そのために町ならではの目標と実行計画を立てて、農業委員会や J A、それら関係機関と研究拡大していくと。そういう組織化もあるいは必要ではないかと。こんなことで是非、遊休荒廃地を増やさない、有効活用していくとかたちの流れを正に日本一のりんご作りや産業振興のために腰を据えてやっていって欲しい。時間があるようだけれどもあまりありません。私らも 70 過ぎになってくると、意欲も体力もなくなってきて、いつこのシステムのお世話になるように、農地をお貸ししますから是非と。こんなことやっていかなければいけないような状況にならないかもしれないということの自分自身の危機感も感じております。そういうことでしっかり取り組んでいただきたいと。町長、もう一度その辺の認識を。

（議長 寺島渉）

峯村町長。

（町長 峯村勝盛）

どうもありがとうございました。丹霞郷を例に出しましたけれど、私は一つの理想としては、あそこは今の人・農地プランで言うと牟礼東地区に属するわけです。そして、もう耕作する人が居なくなってきてしまった。では人をどうする。その時にあの今の形状では、もっと土壤改良したいし、品種もある程度一斉に更新していかなければ駄目だよというような話になった場合に、今の 10 人なら 10 人の耕作している人が、全部、中間管理機構へ土地を預けてもらうわけです。中間管理機構はそれを全部預かって、そして全部一斉にももの木を新しいものに造成し直して、そしてその農地を、例えば平出丹霞郷も組合なりへそっくり集団化させてお貸しいたしますよと。この時に土地改良事業は負担金は要らないですといった国はいろいろな制度を出してきているわけですが、早くそういうことをみんなに呼び掛けて進めていかないと 10 年後の飯綱町ではりんごも食えないし、ももも食えないというような、極端に言えばそういう危機があると認識しております。

（議長 寺島渉）

原田議員。

（11 番 原田重美）

ありがとうございました。それでは私の質問は以上で終わります。

（議長 寺島渉）

原田重美議員、ご苦勞様でした。

それでは暫時休憩に入ります。再開は 11 時 5 分ということにします。